

2017年度KC's 通常総会記念シンポジウム

「新しい消費者被害回復制度を、 わたしたちの制度として使うために ～もっと知りたい！特定適格消費者団体！」

—新しい消費者被害回復制度を『模擬体験』で学びます Part II—

2016年10月1日に施行された「新しい消費者被害回復制度」により、内閣総理大臣に認定された「特定適格消費者団体」が、被害回復のための訴訟を提起することが可能になりました。

KC'sは、この制度を活用するため、2017年3月31日に「特定適格消費者団体」の認定申請を行いました。

今年のシンポジウムでは、消費者から被害情報を得た「特定適格消費者団体」が、どのように検討を行い、消費者被害回復の訴訟をすすめていくのかの—コマを、参加者に『模擬体験』していただこうと企画しました。新しい消費者被害回復制度を実感し、学んでみませんか。



■開催日時：6月24日（土）14：50～17：00

※通常総会（13：30～14：30）終了後、シンポジウムを開催いたします。

※通常総会は、会員以外の方も参加可能ですので、シンポジウムとあわせて、ぜひご参加ください。

■開催会場：新大阪丸ビル別館 4-3 号室（住所：大阪市東淀川区東中島 1 丁目 18-22）

※JR 新大阪駅東口より徒歩 2 分、地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤出口より徒歩 8 分。

■開催内容（予定）：

テーマ「新しい消費者被害回復制度を、わたしたちの制度として使うために

～もっと知りたい！特定適格消費者団体！」

—新しい消費者被害回復制度を『模擬体験』で学びます Part II—

- (1) 模擬体験：「被害情報から、どのように検討して訴訟をすすめていくのかを体験します！」
- (2) グループディスカッション：「体験しての感想、疑問を出してみましよう！」
- (3) 説明：「訴訟が終了し、消費者に被害金がどのように分配されるのかを学びます！」
- (4) グループディスカッション：「この制度を円滑に活用するために、わたしたちで何ができるのかを考えましよう！」

■参加費：無料

■お申込み先：裏面の参加申込書に記入のうえ、6/16（金）必着でFAX送信ください。

※お問い合わせは、KC's事務局（電話：06-6920-2911）までお願いいたします。

【2017. 6. 24KC's 通常総会・シンポジウム会場案内】

新大阪丸ビル別館 4-3 号室（住所：大阪市東淀川区東中島 1-18-22）

※JR 新大阪駅東口より徒歩 2 分、地下鉄御堂筋線新大阪駅⑤出口より徒歩 8 分。



2017.6.24KC's 通常総会・シンポジウム参加申込書

お名前	所属団体	参加する企画に○印を
		総会 ・ シンポジウム
		総会 ・ シンポジウム
		総会 ・ シンポジウム
		総会 ・ シンポジウム

◇記入者（お名前） _____ [会員 ・ 非会員]

TEL. _____ FAX. _____

※いただいた個人情報は、当日の受付実務以外には利用いたしません。

FAX : 06-6945-0730

参加申込み締切：6/16（金）必着